

◎新潟県告示第927号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成24年7月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
有限会社なごみ介護サービス	新潟県妙高市朝日町1丁目10番3号	有限会社なごみ介護サービス	訪問介護 介護予防訪問介護	平成24年5月28日	平成24年6月30日
有限会社なごみ介護サービス	新潟県妙高市朝日町1丁目10番3号	有限会社なごみ介護サービス	訪問看護 介護予防訪問看護	平成24年5月28日	平成24年6月30日